平成２１年（フ）第３２９５号
福岡県朝倉市頓田429番地１ハイビレッジＹＯＵ103号
債務者　倉富　三幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０１号
福岡市早良区有田５丁目27番23号
債務者　牟田　　香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1166番地４
債務者　佐山　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０４号
福岡市南区曰佐２丁目24番10号
債務者　池田　誠生
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０６号
福岡市博多区三筑２丁目１番33号
債務者　竹下　敏郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１５号
福岡市早良区原４丁目６番14―303号
債務者　黒木　正和
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１７号
福岡市西区内浜２丁目27番38―205号
債務者　寺田　智子（旧姓瀬口）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２３号
宮崎県日向市大字細島126番地５
債務者　小出　一夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２７号
福岡市中央区福浜１丁目１番14―1109号
債務者　熊谷　淳子（旧姓高地）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1460番地２メゾンプルミエ205号
債務者　田村　美香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３４５号
福岡市中央区輝国１丁目12番51号
債務者　境　　有加
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３５６号
福岡市西区大字田尻2705番地１
債務者　河浪　　本
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６８号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番20―803号
債務者　近重　一夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７０号
福岡市東区香椎６丁目２―22―Ａ105
債務者　土井　昇子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1198番地１ＫｅｉヒルズＣ203号
債務者　牧瀬　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８１号
福岡市早良区南庄４丁目４番20―103号
債務者　豊倉　正崇
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８６号
福岡県糸島市二丈深江2128番地81
債務者　鞍垣　辰元
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８９号
北九州市八幡西区星ケ丘２丁目16番３号
債務者　浦野　志穂（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部